

入院時の食費・光熱水費について (その2)

1. 入院時の食費について
2. 入院時の光熱水費について

これまでの入院時の食費に関する主な意見

<令和7年11月7日中医協総会 入院時の食費・光熱水費について（その1）>

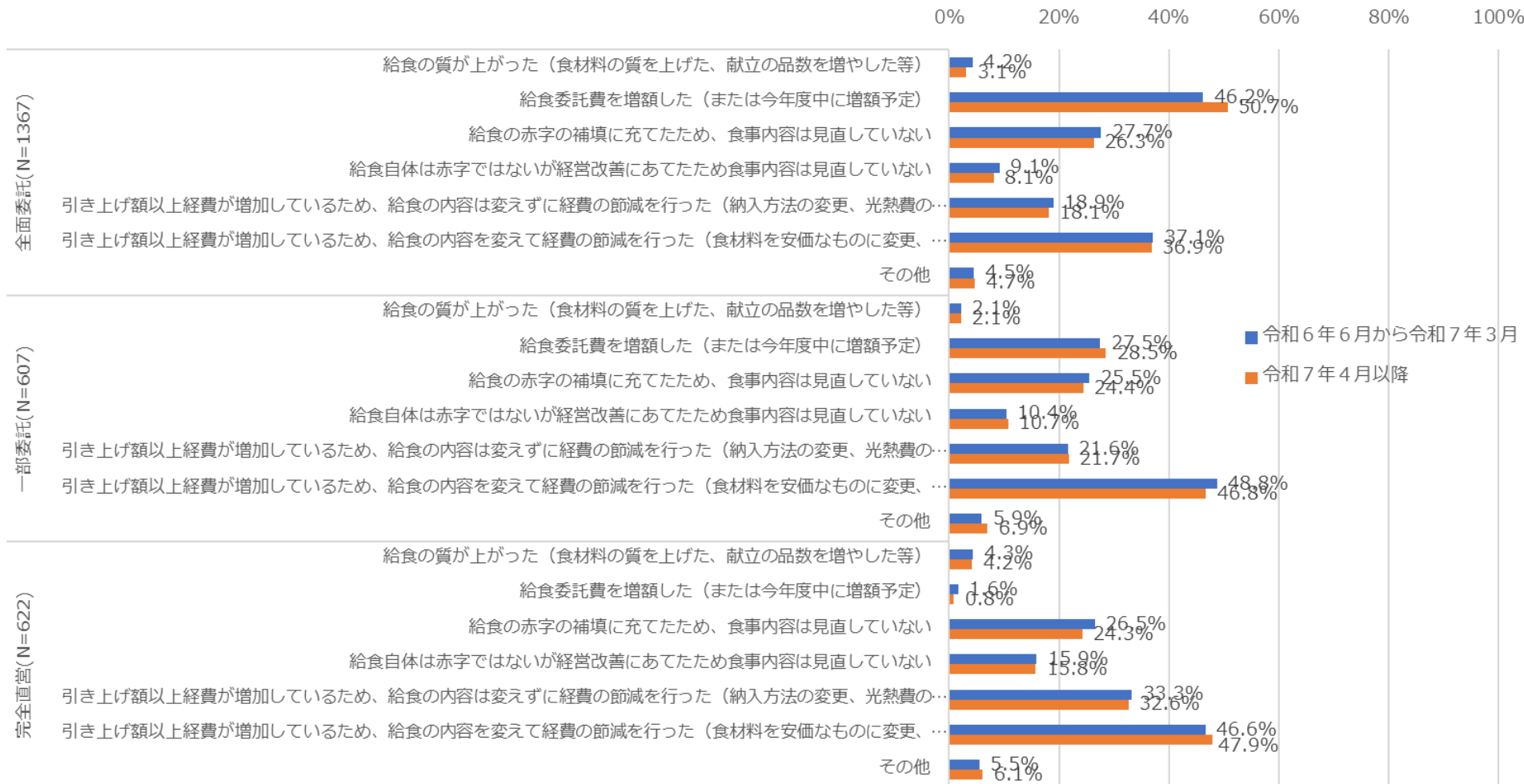
（入院時の食費の基準額について）

- 医療現場は大変な状況。直近で2回引き上げられたが、米の価格の高騰などもあり、栄養管理をした上で、1食当たり690円は限界を超えている。引上げが必要であると強く主張する。
- 病院給食の委託事業者からも値上げの交渉があり、対応せざるを得ない状況。物価上昇に伴う食費の基準額の見直しは行うべき。
- 食費の基準額を食材費等の高騰を踏まえて引き上げると、患者負担に直結する。患者の理解が得られるよう食事の質には最大限の配慮をしてほしい。
- 物価や水道光熱費の高騰を踏まえた対応そのものについては理解するが、この高騰は、患者自身の生活にも影響するため、過去2回の入院時の食費引上げによる影響はどうか、患者への負担増という点も含めて検討する必要がある。

入院時の食費の基準が引き上げられ給食提供等に関して見直したこと

診療組	入	2
7	8	21
中医協	総	2
7	11	7

- 令和6年6月から令和7年3月と令和7年4月以降の状況は、大きく変わらなかった。
- 全面委託は「給食委託費を増額した」、一部委託や完全直営は「給食の内容を変えて経費の削減を行った（食材料を安価なものに変更等）」がそれぞれ約5割で最も多かった。

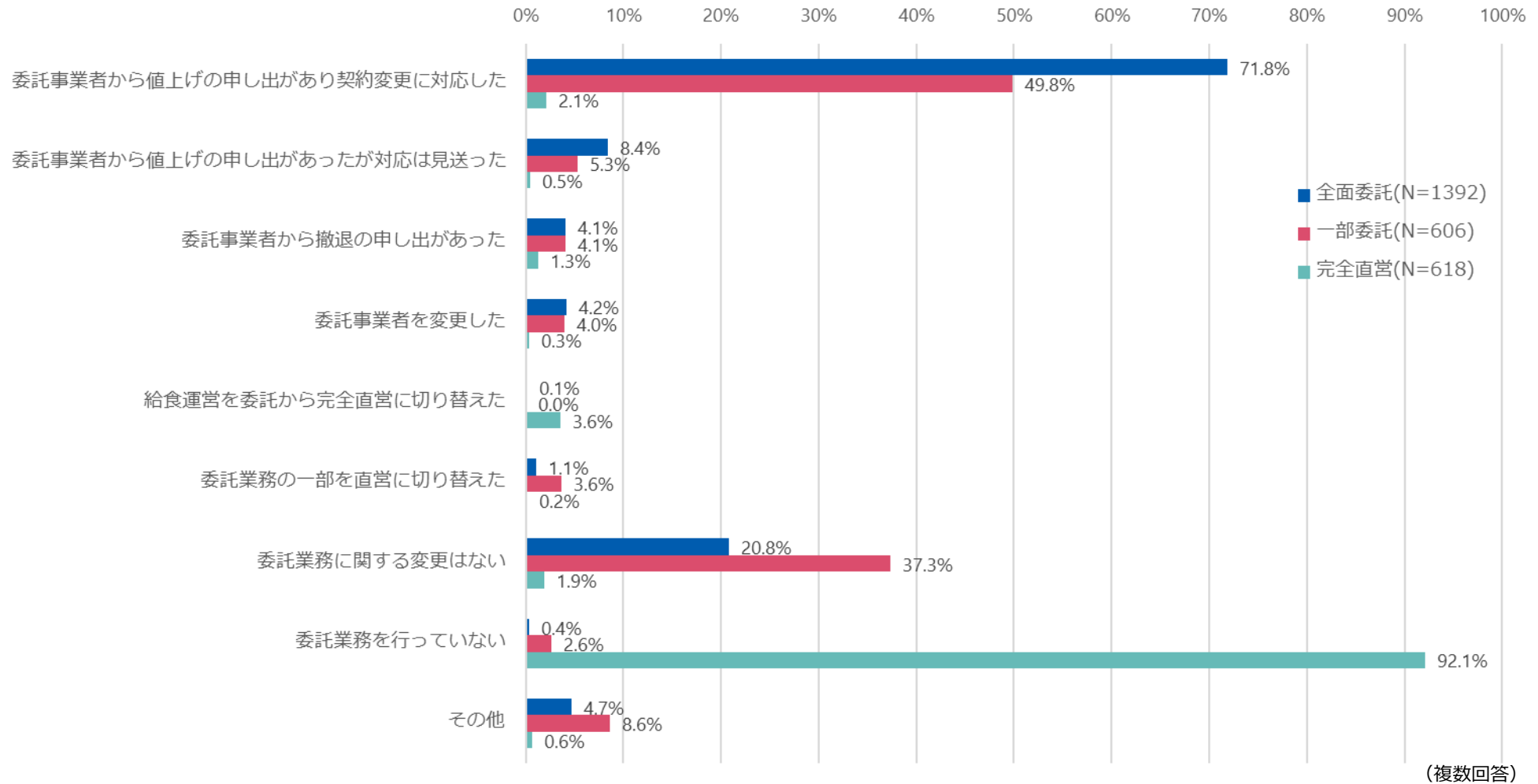


(複数回答)

令和6年6月以降の給食事業者への委託業務に関する状況

診調組	入	2
7	8	21
中医協	総	2
7	11	7

- 全面委託の約7割、一部委託の約5割の医療機関が、委託事業者から値上げの申し出があり、契約変更に対応していた。
- 完全直営の医療機関の3.6%（22施設）は、給食運営を委託から完全直営に切り替えていた。

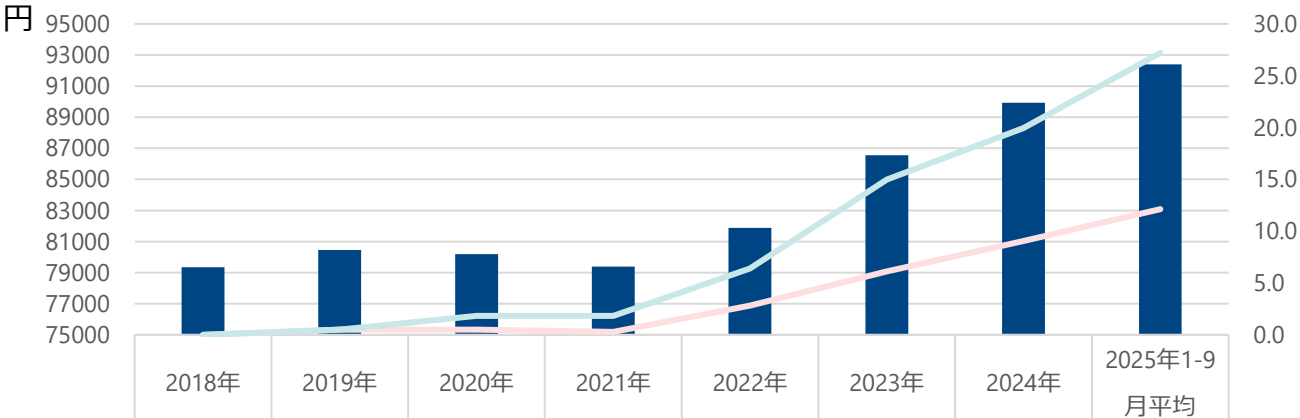


食料支出・消費者物価指数（CPI）の動向

中医協 総－2
7. 1 1. 7改

診調組 入－2
7. 8. 2 1改

<2018年～2025年1-9月の動向>

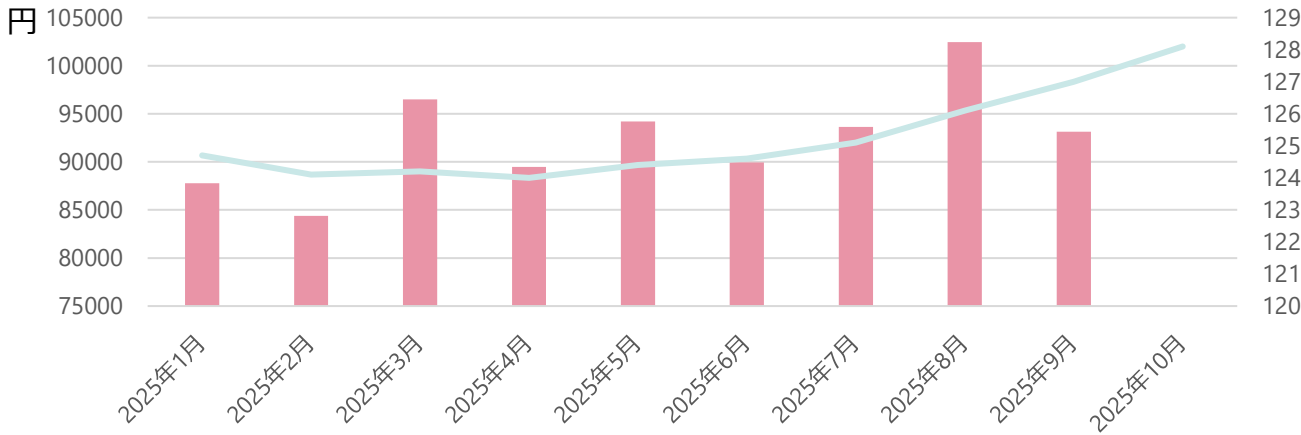


食料支出（円）	79348	80461	80198	79401	81888	86554	89936	92388
CPI（総合）の伸び（％）	0.0	0.5	0.5	0.3	2.8	6.1	9.0	12.1
CPI（食料）の伸び（％）	0.0	0.5	1.8	1.8	6.4	15.0	20.0	27.2

出典： 総務省「消費者物価指数」、総務省「家計調査」から作成。家計調査は2人以上の世帯のデータを使用。

※CPI（食料）の伸び、CPI（総合）については2018年比の数値

<2025年1月～10月の動向>



	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
食料支出（円）	87763	84388	96489	89487	94204	89951	93,632	102,443	93,134	—
CPI（食料）（2020年基準）	124.7	124.1	124.2	124	124.4	124.6	125.1	126.1	127	128.1

※10月の家計調査の値は12月上旬に公表される予定

入院時の食費に係る論点

- 入院時の食費の基準額については、食材費等が高騰していることを踏まえ、令和6年6月より、1食当たり30円の引上げ、また令和7年4月より、1食当たり20円の引上げを実施したが、令和7年4月以降も食材費等の上昇は続いている。
- 令和7年4月に行った引上げの検討時期と、引上げ後の令和7年4月から9月までの間を比較すると、食料の物価は6.50%上昇している。これを食材費等を勘案する自己負担額の510円に乗じると、33円となることを踏まえ、入院時の食費の基準額について、例えば40円引き上げることとしてはどうか。

(参考) CPI(食料)は、令和7年4月の引上げにて勘案できた期間から令和7年4月以降の期間にかけて6.50%上昇。
令和6年6－10月平均:117.94 ⇒ 令和7年4－9月平均:125.6(+6.50%)

- ※ 入院時の食費の標準負担額(自己負担額)の観点から、医療保険部会においても議論が行われている。
- ※ 見直しの施行日については、2026年度予算編成過程を経て決定。

1. 入院時の食費について
2. 入院時の光熱水費について

これまでの入院時の光熱水費に関する主な意見

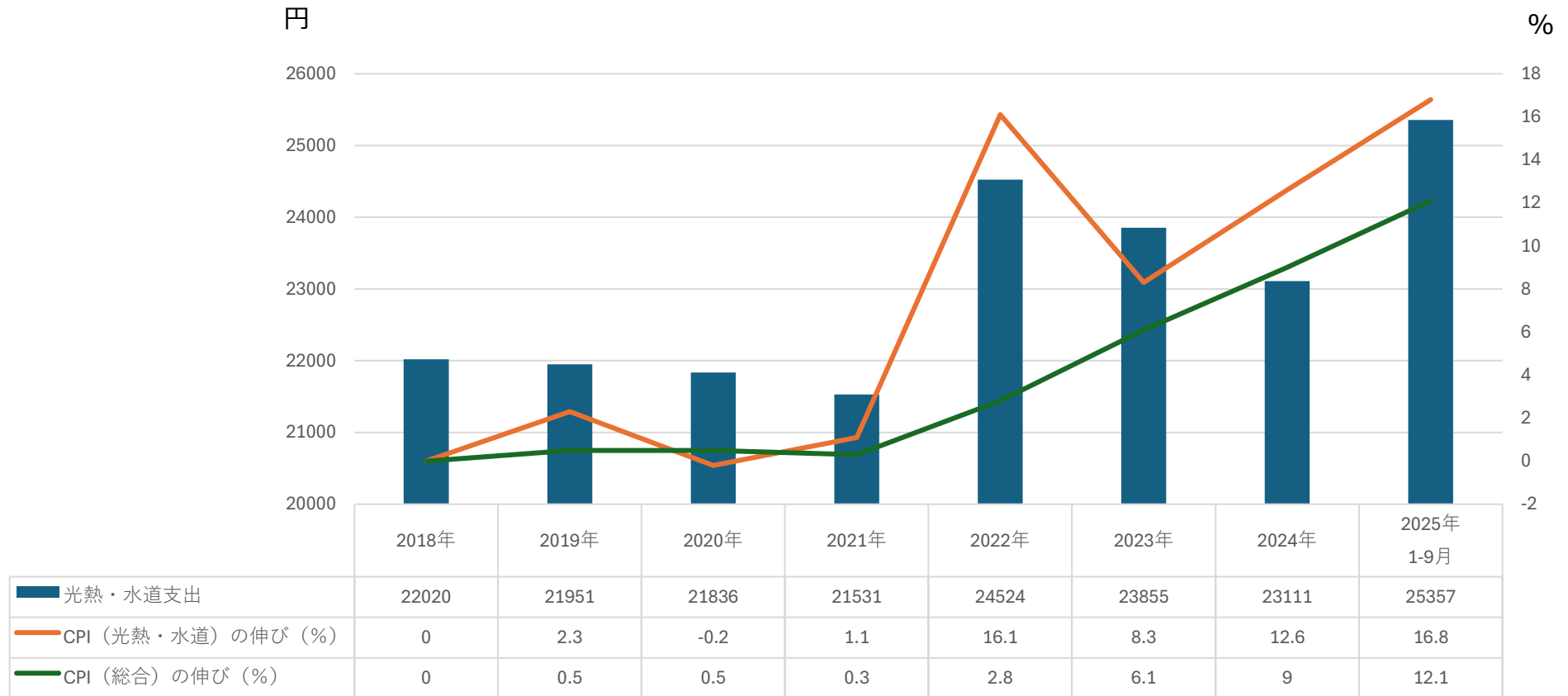
＜令和7年11月7日中医協総会 入院時の食費・光熱水費について（その1）＞

- 入院時の光熱水費の基準額についても、光熱水道費の高騰を踏まえて、引上げが必要である。
- 入院時の光熱水道費などの基準額の見直しは、一定やむを得ないが、基本的には自己負担額の引上げにより対応するものである。

光熱・水道支出、消費者物価指数（CPI）の動向

中医協 総－2
7. 1 1. 7 改

- 光熱・水道支出は2022年に大きく増加し、その後に減少傾向に転じたものの、足もとでは再び増加しており、2021年以前の水準と比較すると、大きく増加している。消費者物価指数についても概ね同様の傾向が見られる。



※CPIの伸びについては2018年比の数値

出典： 総務省「消費者物価指数」、総務省「家計調査」から作成。家計調査は2人以上の世帯のデータを使用。

令和6年1月22日
第239回社会保障審議会介護給付費分科会資料1

その他

基準費用額（居住費）の見直し（令和6年8月施行）

告示改正

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円／日引き上げる。

短期入所系サービス★、施設系サービス

- 基準費用額（居住費）を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額する。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

入院時の光熱水費に係る論点

- 昨今の光熱・水道費は特に足下で大きく上昇しているところ、入院時生活療養費の光熱水費の基準額(総額)については、平成18年の創設時から据え置かれている。
- 介護保険では、令和6年度介護報酬改定において、家計における光熱・水道支出を勘案し、多床室の居住費の基準費用額を60円引き上げている。
- 近年の光熱・水道費の上昇や、令和6年度介護報酬改定における対応を踏まえ、入院時生活療養費の基準額(総額)について、例えば60円引き上げることとしてはどうか。

※ 入院時生活療養費の標準負担額(自己負担額)の観点から、医療保険部会においても議論が行われている。
※ 見直しの施行日については、2026年度予算編成過程を経て決定。

參考資料

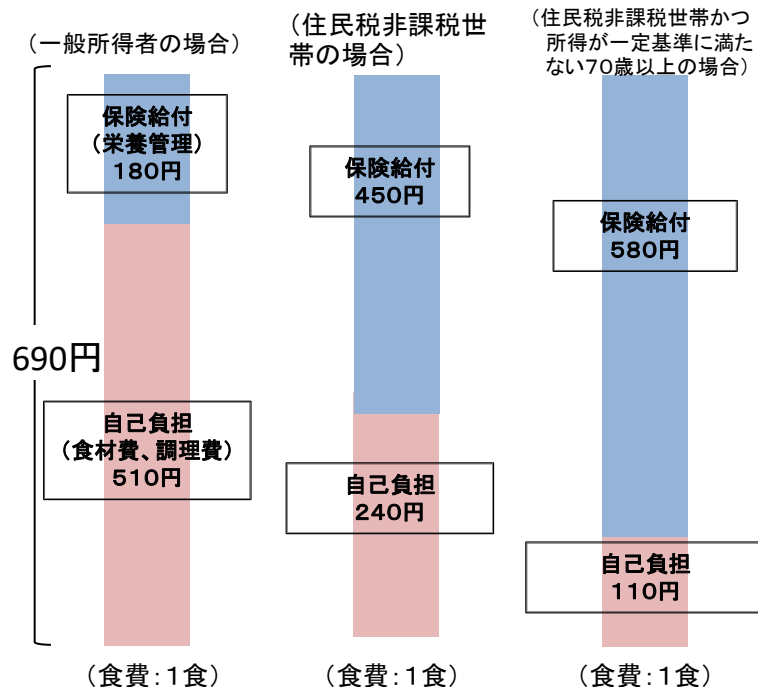
入院時の食費の概要

中医協 総-2
7. 11. 7

- 入院時に必要な食費は、1食当たりの総額と自己負担を国が定め、その差額を保険給付として支給している（「入院時食事療養費（保険給付）」＝「食事療養基準額（総額）」－「標準負担額（自己負担額）」）。
- 一般病床、精神病床、療養病床に入院する65歳未満の者については入院時食事療養費において、療養病床に入院する65歳以上の者については、入院時生活療養費の食費において評価している。

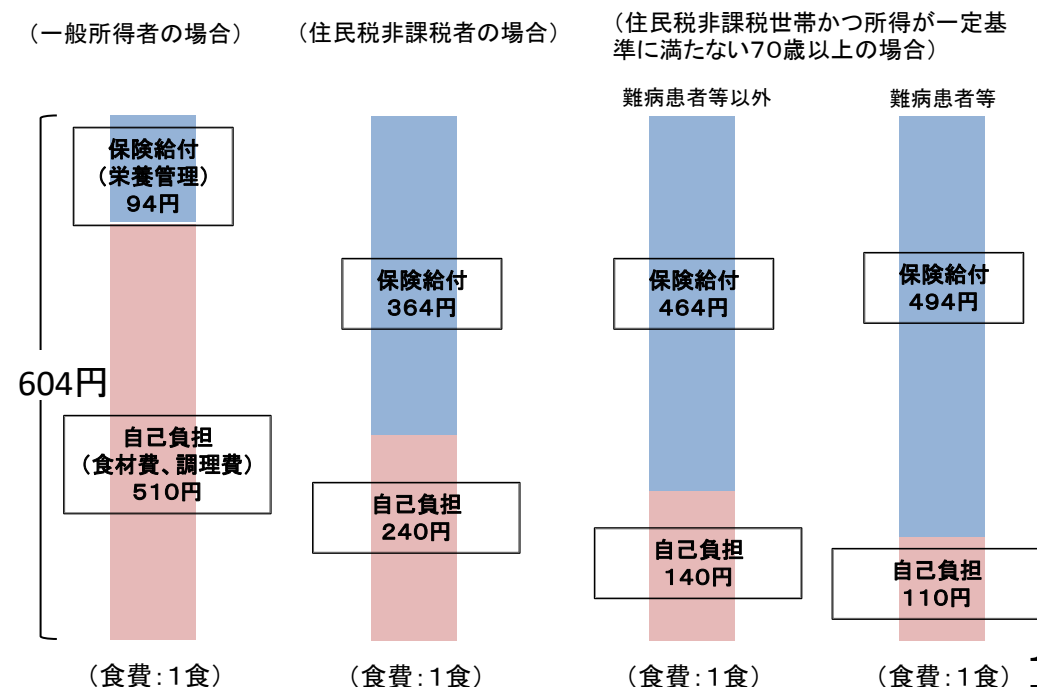
入院時食事療養費

（一般病床、精神病床、療養病床に入院する65歳未満の者）



入院時生活療養費の食費

（療養病床に入院する65歳以上の者）



入院時の食費の基準額について（令和6年度診療報酬改定等）

中医協 総-2
7. 11. 7

- 食材費が高騰していること等を踏まえ、令和6年6月より、入院時の食費の基準額について1食当たり30円の引上げを実施。また、その後の更なる食材費の高騰等を踏まえ、医療の一環として提供されるべき食事の質を確保する観点から、令和7年4月より、1食あたり20円の引上げを実施。
- 患者負担については、所得区分等に応じて低所得者に配慮した対応としている。

	～令和6年5月	令和6年6月～	令和7年4月～
総額	640円	+30円 670円	+20円 690円
自己負担			
一般所得者の場合	460円	+30円 490円	+20円 510円
住民税非課税世帯の場合	210円	+20円 230円	+10円 240円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	100円	+10円 110円	据え置き 110円

※ 図は入院時食事療養費の変遷を示しており、入院時生活療養費の食費の自己負担額も同様に、令和6年6月に30円、令和7年4月に20円の引上げを行っている（医療区分や所得区分による配慮あり）。

入院患者に提供される食事に関して多様なニーズがあることに対応して、患者から特別の料金の支払を受ける特別メニューの食事（以下「特別メニューの食事」という。）を別に用意し、提供した場合は、下記の要件を満たした場合に妥当な範囲内の患者の負担は差し支えない。

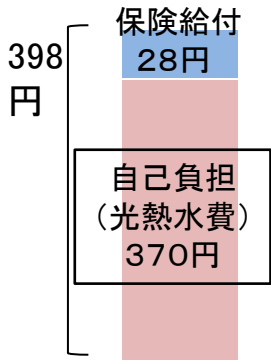
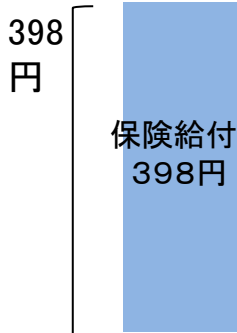
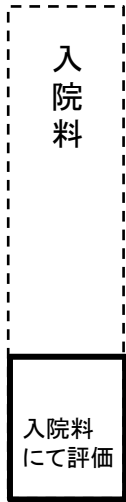
主な要件

- (1) 特別メニューの食事の提供に際しては、患者への十分な情報提供を行い、**患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があります、患者の意に反して特別メニューの食事が提供されることのないようにしなければならない**ものであり、患者の同意がない場合は食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の支払を受けることによる食事（以下「標準食」という。）を提供しなければならない。また、あらかじめ提示した金額以上に患者から徴収してはならない。なお、同意書による同意の確認を行う場合の様式は、各医療機関で定めたもので差し支えない。
- (2) 患者の選択に資するために、各病棟内等の見やすい場所に特別メニューの食事のメニュー及び料金を掲示するとともに、文書を交付し、わかりやすく説明するなど、患者が自己の選択に基づき特定の日にあらかじめ特別のメニューの食事を選択できるようにする。
- (3) 特別メニューの食事は、通常の入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養の費用では提供が困難な高価な材料を使用し特別な調理を行う場合や標準食の材料と同程度の価格であるが、異なる材料を用いるため別途費用が掛かる場合などであって、その内容が入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養の費用の額を超える特別の料金の支払を受けるのにふさわしいものでなければならない。また、特別メニューの食事を提供する場合は、当該患者の療養上支障がないことについて、当該患者の診療を担う保険医の確認を得る必要がある。なお、複数メニューの選択については、あらかじめ決められた基本となるメニューと患者の選択により代替可能なメニューのうち、患者が後者を選択した場合に限り、基本メニュー以外のメニューを準備するためにかかる**追加的な費用として、1食あたり17円を標準として社会的に妥当な額の支払を受けることができる**こと。この場合においても、入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養に当たる部分については、入院時食事療養費及び入院時生活療養費が支給されること。
- (4) 当該保険医療機関は、特別メニューの食事を提供することにより、それ以外の食事の内容及び質を損なうことがないように配慮する。
- (5) 栄養補給量については、当該保険医療機関においては、患者ごとに栄養記録を作成し、医師との連携の下に管理栄養士又は栄養士により個別的な医学的・栄養学的管理が行われることが望ましい。また、食堂の設置、食器への配慮等食事の提供を行う環境の整備についてもあわせて配慮がなされていることが望ましい。

入院時の光熱水費の概要

中医協 総-2
7. 11. 7

- 入院時に必要な光熱水費は、1日当たりの総額と自己負担を国が定め、その差額を保険給付として支給している（「入院時生活療養費（保険給付）」＝「生活療養基準額（総額）」－「標準負担額（自己負担額）」）。
- 療養病床に入院する65歳以上の者については、入院時生活療養費の光熱水費において、一般病床、精神病床、療養病床に入院する65歳未満の者については入院料中にて評価している。

入院時生活療養費の光熱水費 (療養病床に入院する65歳以上の者)		左記以外の者 (一般病床・精神病床に入院する者、療養病床に入院する65歳未満の者)
一般所得者の場合  398円 保険給付 28円 自己負担 (光熱水費) 370円 (光熱水費: 1日)	指定難病患者であり、 住民税非課税者であって、 1年間の入院日数が90日以上の場合  398円 保険給付 398円 (光熱水費: 1日)	一般所得者の場合  入院料 入院料 にて評価 (光熱水費: 入院料)

◎ 健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（療養の給付）

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 （略）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

3～7 （略）

（入院時生活療養費）

第八十五条の二 特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

3～5 （略）

◎ 介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（特定入所者介護サービス費の支給）

第五十一条の三 （略）

2 特定入所者介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 （略）

二 特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（その額が現に当該居住等に要した費用の額を超えるときは、当該現に居住等に要した費用の額とする。以下この条及び次条第二項において「居住費の基準費用額」という。）から、特定入所者の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額（以下この条及び次条第二項において「居住費の負担限度額」という。）を控除した額

3 厚生労働大臣は、食費の基準費用額若しくは食費の負担限度額又は居住費の基準費用額若しくは居住費の負担限度額を定めた後に、特定介護保険施設等における食事の提供に要する費用又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならない。

4～9 （略）